平成２８年（フ）第１３５号
北九州市戸畑区中原東３丁目９番21―201号
債務者　長谷川重利
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５号
佐賀県伊万里市二里町大里甲1177番地
債務者　里山　出穂
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４５号
北海道山越郡長万部町字栄原129番地６
債務者　川瀬　　功
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
島根県出雲市今市町821番地４
債務者　アハメド・ジャラルディンこと　ＡＨＭＥＤ　ＪＡＬＡＬＵＤＤＩＮ
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第６号
島根県出雲市今市町821番地４
債務者　スルタナ・ラジアこと　ＲＡＺＩＡ　ＳＵＬＴＡＮＡ
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１０号
島根県出雲市神西新町78番地
債務者　和田　尚彦
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１３号
島根県出雲市島村町402番地
債務者　吉田　　彩
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４号
北海道標津郡中標津町西６条北６丁目２番地12
債務者　中矢　　守
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第５号
北海道標津郡中標津町西６条北６丁目２番地12
債務者　中矢　聖子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第２７号
山形県東置賜郡高畠町大字安久津2236番地の１
債務者　菅野登喜子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第２０号
新潟県長岡市新保４丁目３番28号　木下アパート、住民票上の住所新潟県長岡市美園１丁目１番25号
債務者　野呂　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
佐賀県伊万里市山代町城4726番地
債務者　柴田　卓一
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１２１７号
埼玉県蕨市南町３丁目８番８号　杉田ハイツ201号、旧住所埼玉県戸田市喜沢１丁目51番地の５　フリーデンハイム立野際503号室
債務者　高橋昇こと　劉　　昇
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
埼玉県蓮田市関山３丁目12番27号
債務者　竹内　慎仁
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
埼玉県桶川市寿２丁目３番５号　シダーレークコトブキ201Ｄ号、旧住所埼玉県桶川市大字上日出谷1048番地の11
債務者　大原　靖一
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
埼玉県新座市野火止５丁目21番17号　ハイツ野火止205号室、旧住所埼玉県新座市野火止８丁目８番20―416号　武蔵野北スカイハイツ
債務者　中野　幸子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
埼玉県川口市並木１丁目18番29号　第一中冨士コーポ102号
債務者　秦　　臣元
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係